

○農林水産省告示第千五百五十八号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第  
七十三号）別表一の付表第二十一の規定に基づき、  
昭和六十三年六月十七日農林水産省告示第八百二  
十八号（アメリカ合衆国産サマーグランド種、ス  
プリングレツド種、ファイアブライト種、フアン  
タジア種、メイグランド種及びレツドダイヤモン  
ド種のネクタリンの生果実に係る農林水産大臣が  
定める基準を定める件）の一部を次のように改正  
する。

平成十二年八月三十日

農林水産大臣 谷 洋一

一 中「サマーグランド種、スプリングレツド種、  
ファイアブライト種、フアンタジア種、メイグラ  
ンド種、メイグロ種、メイダイヤモンド種、メイ  
ファイア種、レツドダイヤモンド種及びロイヤル  
ジャイアント種の」を削る。